

岬町行財政改革懇談会設置要綱

制 定 昭和 60 年 9 月 3 日
最終改定 平成 27 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 社会情勢の変化に対応し、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な町政を実現するにあたり、幅広く住民の意見を求めるため、岬町行財政改革懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、町長の諮問に応じ、岬町の行財政改革の進行管理等について必要な助言及び提言を行う。

(委員)

第 3 条 懇談会の委員は 15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 公募による住民
- (4) 町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に、会長及び副会長それぞれ 1 名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し懇談会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、財政改革部行革推進課において処理する。

(補足)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 9 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 7 月 1 日要綱第 22 号)

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日要綱第 22 号)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 5 月 25 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 10 日要綱第 14 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 11 月 1 日要綱第 25 号)

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。